**第５次大阪府障がい者計画**

**【概要版】(R6.3改定)**

**第１章　計画策定にあたって**

**１．なぜ計画の策定が必要か**

○　地域コミュニティの希薄化や人口減少・超高齢社会の到来の中、今後、障がい者の重度化・高齢化や「8050問題」「親亡き後」などにより地域で障がい者が抱える課題はさらに深刻化することが懸念されるとともに、地震・台風・豪雨災害などの自然災害や新型コロナウイルス感染症などの新興感染症や様々な事件・事故が発生。

○　また、第４次大阪府障がい者計画（後期計画）が開始された平成30年度以降、障害者総合支援法・社会福祉法の改正や障害者文化芸術活動推進法・読書バリアフリー法の制定など様々な制度改正を実施。

〇　障がい当事者やその家族が多数参画する「第5次大阪府障がい者計画策定検討部会」における議論をもとに、令和２年９月に大阪府障がい者施策推進協議会がとりまとめた意見具申「第5次大阪府障がい者計画の策定について」を最大限尊重するとともに、障がい福祉計画等については、国の基本指針（最終改正 令和２年厚生労働省告示第213号）に即して策定。

〇　大阪府においては、計画期間が令和2年度までとなっている発達障がい児者支援プランの後継プランを統合した上で、障害者基本法に基づく障がい者計画と障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画・児童福祉法に基づく障がい児福祉計画を一体的に作成。

**２．この計画はどのような性格をもっているのか**

○　障がい者計画は、障害者基本法第11条第２項に基づくものであり、長期的な視野から、障がい者施策全般に関する基本的な方向と達成すべき目標を示す総合的な計画。

○　障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、それぞれ障害者総合支援法第８９条第１項と児童福祉法第33条の22第１項の規定に基づくものであり、国の基本指針に即して、３年間の障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等（以下、「障がい福祉サービス等」という。）の見込量等を示すとともに、具体的な数値目標（成果目標）を設定し、その実現に向けて取り組むべき方策等を規定。

**３．計画の目標時期はいつか**

○　本計画の上位計画である国の障害者基本計画及び大阪府地域福祉支援計画の計画期間（いずれも５年間）や、障がい福祉計画等の計画期間（いずれも３年間）との整合性を確保し、本計画の計画期間を令和３年度から令和８年度までの６年間とする（障がい福祉計画等は、国の基本指針において、３年を１期として策定することになっており、第7期大阪府障がい福祉計画等は、令和６年度から令和８年度までの3年間の計画とする。）。

**第２章　基本的な視点**

**１．基本理念**

**全ての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり**

**２．基本原則**

（１）障がい者差別・虐待の防止、命と尊厳の保持

障がい者が権利の主体として、いつ、いかなるときにおいても人間（ひと）としての尊厳を保持できる差別のない社会の構築に一層取り組んでいく。また、本人をはじめ 社会から孤立した家庭や親をフォローし、適切な支援につなぐことにより、障がい者虐待の防止に向けた取組みを進めていく。

（２）多様な主体の協働による地域づくり

行政、障がい当事者や家族、府民、事業者、ＮＰＯ、地域団体など多様な主体の参画と協働により障がい者施策を推進していく地域を育んでいく。

（３）あらゆる分野における大阪府全体の底上げ

大阪府や市町村が連携を強化し、あらゆる地域で支援を行き届かせるとともに、事業所間での連携を図りつつ、 地域や多様な主体が切磋琢磨し、あらゆる分野でサービス水準を向上させ、支援の質を高めていく。

（４）合理的配慮によるバリアフリーの充実

　障がい特性を勘案した合理的配慮の周知啓発を図るとともに、社会的障壁の除去に向け、 ハード面・ソフト面でのバリアフリーの充実に努めていく。

（５）真の共生社会・インクルーシブな社会の実現

　障がいの有無に関わらず、それぞれの個性と差異と多様性が尊重され、それぞれの人格を認め合う「共生社会」、そして、障がい者が社会の構成員として分け隔てられることなく地域社会でともに自立し支えあう社会（インクルーシブな社会）の実現を追求していく。

**第３章　施策の推進方向**

第１節　最重点施策

**１．入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進**

　○　一人ひとりの状態や今後の希望を適切に把握した上で、地域移行を推進するとともに、地域での住まいの場となるグループホーム等を確保。

　○　施設等から生活の場を移すための支援だけではなく、地域での生活づくりを支援し、地域での暮らしを実現。

**２．障がい者の就労支援の強化**

○　障がい者が希望するところで働くことができるような環境づくりや就労支援を行うとともに、就労後の職場定着や生活の安定に向けた取組みを強化。

**３．専門性の高い分野への支援の充実**

○　従来、十分に支援が行き届いていなかった方を「障がい者」と捉えて支援。

・発達障がい児者　　　・高次脳機能障がい者　　　・難病患者

・医療的ケアを要する重症心身障がい児者等

第２節　共通場面に応じた施策の推進方向

**Ⅰ　共通場面「地域を育む」**

１． めざすべき姿と現状の評価・課題

＜めざすべき姿＞

**多様な主体が協力し、全ての障がいのある人が安心して暮らせる地域を育んでいる**

＜現状の評価と課題＞

〇 「8050」問題や「親亡き後」などは、まずはそういった状況に陥らないよう本人や親ともに早い段階から自立した生活が送れるよう支援することが重要だが、地域で孤立しやすく、必要とする支援が行き届いていない場合がある。

〇 地震や台風、豪雨災害などの自然災害や新型コロナウイルス感染症などの新興感染症や様々な事件・事故の発生などにより、障がい者の安全確保や差別の解消、障がい理解の促進等は喫緊の課題。

２．個別分野ごとの施策の方向性

（１）障がい者虐待の防止や差別の解消（「命と尊厳を守る」地域づくり）

〇　障がい者虐待の増減要因等の現状分析、重篤事案の事後検証や終結に至るまでのフォローや市町村・専門機関との連携協力体制の確保による迅速かつ適切な対応。

○　障がい福祉サービス事業所等の支援力の向上や権利擁護の取組みの充実強化を図るための研修等の実施による虐待の未然防止。

〇　障害者総合支援法等の権限の適切な行使や市町村職員の対応力の向上。

○　障がい者虐待での障がい福祉サービスや成年後見制度の利用。

○　障がい理解の促進や市町村の対応力の向上による障がい者差別の解消。

○　障がい者差別解消支援地域支援協議会の設置促進による体制の充実強化。

○　広域支援相談員による取組強化や合議体における分析・検証等を通じた事例の蓄積・課題や対応策の整理。

○　大阪府障がい者差別解消条例及び障害者差別解消法の改正による事業者における合理的配慮の提供の義務化。

○　地域住民や事業者等への障がい者差別の解消や啓発による障がい者の住まいの確保。

○　旧優生保護法に基づく優生手術を受けた方に対する相談受付や一時金請求の支援。

（２）関係機関による強固なネットワークの構築（「支援体制と課題解　決力」の強化）

○　基幹相談支援センターの設置促進、関係機関とのネットワーク強化による個別支援の充実や基幹相談支援センターを核とした相談支援体制の充実。

○　緊急時の対応ができる地域生活支援拠点等の整備促進や機能充実。

○　自立支援協議会における好事例の情報共有や個別事例の情報交換などによる市町村の取組み支援。

○　医療機関・教育機関等の連携体制の構築による地域における協働促進。

○　行政の福祉化による障がい者雇用の促進や避難場所の確保・避難支援などの平常時からの災害対策など、障がい福祉・地域福祉・高齢介護・教育・労働・保健医療・危機管理などの関係機関が連携し、障がい者のライフステージに応じた切れ目のない支援の強化。

○　障がい者本人だけでなく、ヤングケアラーを含む家族介護者など、その世帯が抱える地域生活課題を把握・解決する「包括的な支援体制」の整備を支援。

（３）人材の確保と育成（「担い手」の強化）

○　障がい福祉サービスの質と量の需要が高まり、グループホームの世話人・訪問看護師・相談支援専門員などの人材確保が困難となることが想定される中、大阪府介護・福祉人材確保戦略2023に基づき、オール大阪で取組みを推進。

○　介護職のイメージアップやマッチング力の向上や幅広い層の参入促進、介護ロボットの導入促進やICTを活用した業務効率化や処遇改善、職場体験・実地訓練・専門研修等の実施による資質向上を推進。

○　好事例の横展開やサービス従事者のアセスメント・モニタリングの質を向上させる研修の充実などを通じた強度行動障がいや高次脳機能障がいなどの複合的または専門性の高い課題に応じた支援・サービス提供。

○　発達障がい児を支援する通所支援事業所に対する適切な支援ノウハウの提供や発達障がい児者の多様なニーズに対応する支援機関へのコンサルテーションの実施。

〇　サービス従事者になるために必要となる研修や資格取得に向け、障がい特性に応じた情報保障や移動支援等の合理的配慮の提供。

（４）障がい理解の促進と合理的配慮の浸透（「支え合う力」の強化）

○　入所施設が地域移行を進めるだけでなく、緊急ケースに対応することで障がい者の地域生活を支えるとともに、地域との交流機会の確保にも取り組むことによる地域で暮らす人々の障がい理解の促進。

○　罪を犯した障がい者を適切な環境や支援につなげ、地域で支える取組みの推進。

○　企業等が採用選考で障がいをはじめとした理由によって不当な差別的取り扱いをすることなく、障がい者が職場で必要な支援を受けることができるように、企業等における障がい者への理解に向けた取組みを推進。

○　自然災害や新型コロナウイルス感染症などの非常時の支援体制の充実に向けた地域での避難行動への支援や避難所での情報保障等の合理的配慮の提供。

○　行政が実施するイベントや研修等の機会を活用した障がい理解の促進や配慮を必要としていることを周囲に知らせるマークの普及。

（５）ユニバーサルデザインの推進（「誰もが暮らしやすい」地域づくり）

○　大阪府ユニバーサルデザイン推進指針に基づく施策の充実等によるバリアフリー化の推進や十分な情報・コミュニケーションの確保

〇　AI・ICT等の先進技術を活用したサポートや負担軽減

○　情報アクセシビリティの保障と公共施設・公共交通機関等におけるバリアフリー化や誰にでもわかりやすい設備・表示。

（６）大阪府全体の底上げ（支援の質の向上と支援を行き届かせる地域づくり）

○　障がい福祉計画・障がい児福祉計画のPDCAサイクルを運用するとともに、市町村の状況を適切に把握し、要因分析や改善策を検討することで、市町村の対応力を平準化。

○　好事例の横展開や移動支援や情報保障等の適切な確保。

○　言語としての手話の認識の普及や習得の機会の確保の推進。

○　高次脳機能障がい者や発達障がい児者、医療的ケアを要する重症心身障がい児者等、難病患者、強度行動障がいの状態を示す方や罪を犯した障がい者への支援の確保。

○　障がい福祉サービスの質・量の安定的確保やサービス事業所の職場環境の改善。

第３節　生活場面に応じた施策の推進方向

**Ⅰ　生活場面「地域やまちで暮らす」**

１． めざすべき姿と現状の評価・課題

＜めざすべき姿＞

**障がいのある人が地域の希望するところで快適に暮らしている**

＜現状の評価と課題＞

〇 依然として入所施設や精神科病院には障がい者が長期に入所・入院

〇 長期入所の解消に向けて地域移行を推進し、地域の緊急ケースに対応するとともに、入所施設・精神科病院を地域に開放

* 障がい者が本人の望む地域で安心して生活できるよう、具体的な取組みを推進

２．個別分野ごとの施策の方向性

（１）入所施設や精神科病院から退所・退院して暮らす

○　市町村や基幹相談支援センターが入所施設と連携して、障がい者等の地域生活への意識啓発に取り組めるよう働きかけ。

○　連携ネットワークを強化し、地域全体で障がい者を支える支援体制の構築。

〇　重度化・高齢化に対応したグループホームの拡充・整備促進やスーパーバイズによるグループホームの支援の質の向上。

○　入所施設での居室の個室化や日々の生活の安定のための支援の充実。

○　地域精神医療体制整備広域コーディネーターによる精神科病院職員の地域移行に関する理解促進の支援や、病院等のケースワーカー・看護師等との連携のもと、入院患者の地域移行に向けた個別支援・退院後の生活を見据えた地域の体制づくりの働きかけ。

○　保健・医療・福祉関係者による大阪府・保健所圏域・市町村の協議の場において、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築や退院促進に向けた要因分析や個別事案での退院後の支援策の検討。

○　重度障がい者が暮らすグループホーム等の見学や相談支援専門員と入所施設職員との情報共有等を通じて、地域生活の継続及び地域移行に向けた意識向上・理解促進。

○　福祉型障がい児入所施設入所児の18歳到達時の障がい者施策への円滑な移行。

○　重度化しても可能な限りグループホーム等での生活が維持できるよう、地域での支援体制の充実や支援者のスキルアップや施設・事業所のバックアップ。

（２）地域における障がい者等への支援体制について

○　本人の意思決定支援やエビデンスに立脚したアセスメントに基づき入所の必要性を精査し、地域生活を継続できるよう地域における相談支援体制の充実・強化や生活基盤の整備。

○　きめ細かなアセスメントによる障がい特性を理解した支援、グループホームや自宅等での環境調整、施設のサービスの質の向上、グループホーム等の機能強化や訪問看護などの医療・介護サービスも利用した生活環境の整備を促進し、障がい者の状態像・生活環境の変化に対応できる住まいを確保。

○　入所施設や地域の事業所等において、地域生活推進の意識醸成を図るとともに、連携ネットワークを構築し、地域生活の推進の取組みを進める。

（３）地域で暮らし続ける

○　施設コンフリクトや不動産事業者・家主等の入居拒否の解消に向けた地域住民の障がい理解の促進。

〇　公営住宅などを活用した重度化・高齢化に対応したグループホームの整備促進や事業所のサービスの質の向上に向けた研修等の充実。

○　地域生活定着支援センターとの連携強化による罪を犯した障がい者への支援。

○　地域生活支援拠点等の整備促進や好事例の横展開による機能の充実。

○　自立支援協議会における障がい者の実態把握や支援体制の構築・充実・実効性の確保。

○　発達障がい者地域支援マネジャーの活用等による重層的な支援体制の構築。

○　相談支援事業所の運営の安定化に向けた支援。

○　相談支援専門員の質と量の確保やアセスメント・モニタリングの質を向上させるための研修の拡充。

○　基幹相談支援センターを全ての市町村に設置するための働きかけや主任相談支援専門員の計画的な養成に取り組む。

○　多職種連携の推進やサービス従事者の処遇改善・資質向上。

（４）まちで快適に生活できる

○　ホーム柵の設置促進や公園や建築物におけるバリアフリー化などの地域生活を支えるための環境整備。

○　市町村と連携した避難所の機能確保・バリアフリー化。

**Ⅱ　生活場面「学ぶ」**

１． めざすべき姿と現状の評価・課題

＜めざすべき姿＞

**障がいのある人が本人のニーズに基づき、障がいのない人と同じ場で学んでいる**

＜現状の評価と課題＞

〇医療的ケアを必要とする児童生徒の通学支援をはじめとする多様な学習機会の確保や学校での合理的配慮の浸透に向けた教員の資質向上など、インクルーシブ教育の推進に向けた環境整備や通学・学習保障等

〇発達障がいのある幼児・児童に向けた質の高い療育・教育環境の整備や医療的ケアを要する重症心身障がい児の学習機会の確保

　２．個別分野ごとの施策の方向性

（１）早期療育を受ける

○　乳幼児健診等の受診率の向上や福祉情報コミュニケーションセンターにおける相談支援などの聴覚・視覚障がいの早期発見・早期支援。

○　障がい児入所施設における専門的機能の強化や地域との交流機会の確保。

○　児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保・質の向上。

○　サポートファイルの活用促進などライフステージを通じた切れ目のない一貫した支援体制の充実。

○　児童発達支援センターの設置促進や保育所等訪問支援の実施に向けた市町村支援や機関支援の充実など、重層的な障がい児通所支援の体制整備。

○　退院後の在宅生活を見据えた医療的ケア児の発達段階に応じた支援や多職種との協働等。

○　発達障がいにおける乳幼児期等での早期発見・早期支援・個別の教育支援計画の活用促進。

○　発達支援拠点における高年齢の子どもに対する支援の質の向上や支援ノウハウの蓄積や放課後等デイサービス事業所等への機関支援。

○　発達障がい児への家族支援としてのペアレントメンターの活用やペアレントトレーニング・ペアレントプログラムの実施する市町村への支援。

（２）教育を受ける

○　教員等の障がい理解の促進や通学支援・情報保障などの合理的配慮が確保された学校環境の整備。

○　障がいのある児童生徒のニーズ等を把握して「個別の教育支援計画」等を作成し、教育環境を整備。

○　看護師・臨床心理士等の配置や医療機関との連携等による医療的ケアが必要な児童生徒の安全・安心な学校生活の確保。

○　通級指導教室や自立支援推進校・共生推進校の充実。

〇　障がい理解に関する研修の充実による教員等の資質向上や府立支援学校のセンター的機能の充実による校種間・関係機関との連携強化。

○　職場見学等の機会の確保や関係機関との連携による支援を通じた進路指導の充実。

（３）地域で学ぶ

○　障がい特性に応じた配慮や情報保障などによる生涯学習の充実。

○　職場実習の機会の拡充やスポーツ・文化芸術関連施設や生涯学習センターや図書館・公民館の活用などによる学校卒業後の学びの場の確保。

**Ⅲ　生活場面「働く」**

１． めざすべき姿と現状の評価・課題

＜めざすべき姿＞

**障がいのある人が希望する様々なところで働き続けている**

＜現状の評価と課題＞

〇今後、障がい者を含めた社会全体の就労環境が大きく変化すると考えられ、障がい者就労のさらなる拡大と就労定着に向けた取組みが重要。

〇全国的に低い水準で推移している福祉施設での工賃水準について向上支援策が必要。

○障害者雇用率の段階的引上げに伴い、障がい者雇用の裾野が拡大しており、民間企業等での障がい理解のさらなる浸透や障がい者雇用の創出等を推進。

２．個別分野ごとの施策の方向性

　（１）実際に多くの障がい者が働いている

　　　○　「障がい者雇用日本一・大阪」の達成に向け、障がい者雇用を促進。

○　ハートフル税制の活用などによる特例子会社の設立を促進し、重度身体障がい者や知的障がい者・精神障がい者の雇用機会の拡大。

○　OSAKAしごとフィールドにおける求職者の安定就業や企業の人材確保の実現。

○　「大阪府障がい者雇用促進センター」における法定雇用率未達成事業主に対する障害者雇入れ計画の提出勧奨と法定雇用率の達成支援。

○　企業等への職場実習機会の確保、合理的配慮の提供に向けた意識改革や障がい者雇用への理解促進の働きかけ。

○　トライアル雇用制度を活用する企業の雇用継続に向けた環境整備。

○　障がい者雇用や就労支援を積極的に実施する企業・団体等を「障がい者サポートカンパニー」として登録し、取組周知や施策の情報提供により障がい者雇用や就労支援を推進。

○　職場体験実習の受入や委託訓練・トライアル雇用・ジョブコーチ支援の活用などによる障がい特性・適性・能力等の理解促進。

○　難病患者の雇用環境改善や発達障がい者や企業のニーズを踏まえた職業訓練の実施。

（２）いろいろな場で障がい者が仕事をできる

○　就労移行支援事業所・就労継続支援事業所のサービスの質の向上。

○　事業所への知識・技術の普及等を通じた精神障がい者や発達障がい者の特性に応じた就労・定着支援の促進。

○　工賃の向上に向けた共同受注の取組強化や就労継続支援B型事業所への生産活動や支援力の向上などを支援。

○　官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大。

○　ITステーションにおけるＩＣＴや就労支援機器等を活用した情報格差の解消や移動が困難な重度障がい者の就労支援。

　（３）障がい者が長く働き続けることができる

○　地域の就労支援の核となる障害者就業・生活支援センターにおける就労支援ネットワーク強化。

○　就労定着支援事業所の支援の質の向上。

○　「障害者等の職場環境整備等支援組織」と連携した公契約等を活用した就労。

**Ⅳ　生活場面「心や体、命を大切にする」**

１． めざすべき姿と現状の評価・課題

＜めざすべき姿＞

**障がいのある人が必要な医療や相談を、いつでも安心して受けることができる**

＜現状の評価と課題＞

〇障がい者の高齢化・重度化に伴って医療ニーズが高まる中、障がい者が必要な医療をいつでも安心して受療できる環境を構築することが必要

〇発達障がい、高次脳機能障がい、聴覚障がいや難病などの症状が理解されにくい障がいについて、障がい特性の理解促進や支援体制の確立に向けた取組みも必要

　２．個別分野ごとの施策の方向性

　（１）必要な健康･医療サービスを受ける

○　平成30年度に再構築された福祉医療費助成制度を検証し、国の医療保険制度の動向等を踏まえつつ、医療のセーフティネットの観点から持続可能な制度運用。

○　医療的ケアを要する重症心身障がい児者等の人数・ニーズや支援体制の現状を把握し、短期入所の役割やあり方を検討。

○　医療的ケア児を含む重症心身障がい児者等の在宅生活を支える体制整備を推進し、包括的な支援体制を構築。

○　医療的ケア児支援センターを中心に、地域全体で医療的ケア児及びその家族を支える仕組みの構築

○　強度行動障がいや高次脳機能障がいの障がい児者に対する支援体制の検証・整備。

○　専門医師の養成による発達障がいの確定診断が可能な医療機関の確保や拠点医療機関を核とした医療機関ネットワークの充実による発達障がいの初診待機時間の短縮。

○　医療機関における障がい理解の促進。

○　普及啓発、相談支援体制、治療体制、切れ目のない回復支援体制の強化などによる依存症対策の実施。

（２）（医学・社会的）リハビリテーションを受ける

○　医療・保健・福祉などの関係機関の連携による地域リハビリテーションの向上。

○　大阪府の高次脳機能障がい支援拠点機関（大阪急性期・総合医療センターの障がい者医療・リハビリテーション医療部門、大阪府立障がい者自立センター、大阪府障がい者自立相談支援センター）における治療の当初から地域生活移行までの一貫したリハビリテーションの機会の提供。

（３）悩みについて相談する

○　医療と福祉の両面からのサポートが必要となる障がい児者に対する障がい特性に応じた相談体制の充実。

○　高次脳機能障がいについて、大阪府立障がい者自立センターや地域の障がい福祉サービス事業所等が行っている先進的な支援事例等を収集・蓄積し、市町村等とともに支援方法を検討。

○　虐待を受けた障がい児について、障がい児入所施設での心理的ケアの提供や障がいの疑いのある段階からの継続的な相談支援の実施。

○　医療面からの知識をサポートするような専門研修等の実施による障がい特性に応じた相談支援機能の充実や障がい児者のきめ細かで適切な支援につなぐ相談支援専門員の養成。

**Ⅴ　生活場面「楽しむ」**

１． めざすべき姿と現状の評価・課題

＜めざすべき姿＞

**障がいのある人が、様々な場所で他の人と同じように楽しみ、豊かに暮らしている**

＜現状の評価と課題＞

〇スポーツや文化芸術活動を含め生活を豊かにするための多様な選択肢を用意し、個々人の技能や感性を生かせる場を充実させることが大切。

〇東京オリンピック・パラリンピック、デフリンピックの開催を契機に障がい者スポーツの促進を図ることが重要。

　○障害者文化芸術活動推進法の施行に伴い、より一層の芸術・文化芸術活動の活性化が必要。

　２．個別分野ごとの施策の方向性

（１）余暇活動や社会参加に取り組む

〇　障がい理解の促進と合理的配慮の提供。

* 移動支援の充実や交通機関の円滑な利用や身体障がい者補助犬の普及促進などによる移動手段の確保。

〇　市町村への放課後等デイサービスや日中一時支援事業の活用や移動支援の促進の働きかけ。

○　宿泊施設等でのソフト面での環境整備や設備のバリアフリー化などのハード面の環境整備。

○　ＩCＴを活用した情報発信・交流ツールを用いた社会参加・自立の支援。

（２）スポーツ活動に取り組む

○　広域的・専門的な立場から、府立障がい者交流促進センターや府立稲スポーツセンターの運営を通じて、障がい者スポーツや芸術文化・レクリエーション活動の支援。

○　大阪府障がい者スポーツ大会の開催、全国障がい者スポーツ大会への選手団派遣。

○　今後の障がい者スポーツの普及に貢献する選手の養成や障がい者スポーツを支援・振興する人材の養成・派遣などによる障がい者スポーツの競技力の向上と裾野拡大。

（３）芸術・文化活動に取り組む

* 文化芸術分野への参画可能な場・機会等の創出や芸術的・市場的な評価が適正に行われる環境づくり。
* 文化芸術分野で活躍するアーティスト・パフォーマーや伴奏者の人材育成。
* 府内で独自に活動する民間事業者やアーティストの有機的なネットワーク化の促進と連携強化に向けた環境づくり。

〇　公立図書館等における点字・録音等資料の充実など視覚障がい者等の読書環境の整備の計画的推進。

**Ⅵ　生活場面「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」**

１． めざすべき姿と現状の評価・課題

＜めざすべき姿＞

**障がいのある人が尊厳を持って社会に参加し、社会全体に合理的配慮が浸透している**

＜現状の評価と課題＞

〇近年、障がい者の命と尊厳にかかわる重篤な事件や様々な場面での差別事案や地震・台風・集中豪雨などの自然災害が発生

〇今後ますます災害等の予防・応急・復旧対策、虐待の未然防止、障がい理解の促進が重要

〇IT支援機器や専門性の高い人材養成等による障がい特性に応じた言語やコミュニケーション手段の活用

２．個別分野ごとの施策の方向性

（１）障がいや障がい者への正しい理解を深める

○　合理的配慮の提供の好事例や障がいを理由とする差別の解消に向けた取組み等を提示し、障がい者の対応や受入れが困難と考える事業者に対して更なる啓発を実施。

〇　障がいに関する府民の理解を深めるための啓発、子どもの発達段階に応じた教員向け研修や障がい特性に応じた障がい福祉サービス従事者等向け研修の実施。

* 障がい者による情報取得等に資する機器等の有用性、円滑な意思疎通において意思疎通支援者が果たす役割等に関する広報・啓発活動の充実。

（２）障がい者の尊厳を保持する

○　広域支援相談員による相談、合議体における相談事例等の検証、市町村における相談体制の整備や障がい者差別解消支援地域協議会の設置促進など、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みの推進。

〇　市町村における速やかな安全確認、虐待の事実確認から終結に至るまでの適切な対応、相談支援事業所等への虐待の早期発見に向けた周知、虐待防止ネットワークの活用、虐待の増減・発生要因分析等による虐待の傾向・防止体制・取組み等の検証、相談・通報の体制づくりなど、障がい者虐待防止に向けた取組みの推進。

〇　事前に相談・通報のない死亡事案等重篤事案での事実確認・虐待の有無の判断。

〇　成年後見制度の活用促進や日常生活自立支援事業等の施策の充実。

○　相談支援専門員・サービス管理責任者研修を通じた意思決定支援ガイドライン等の普及による意思決定支援の質の向上。

（３）安全・安心を確保する

○　多様な施設を活用した避難場所、高台・上階の避難場所や福祉避難所の確保。

○　障がい特性に配慮した合理的配慮の浸透、避難所のバリアフリー化や障がい者用トイレの整備の推進。

○　わかりやすい情報発信、避難行動や避難所における支援体制の確保やコミュニケーション機器の導入などの情報保障の確保の支援。

○　避難行動要支援者名簿の活用方法の充実や個別支援計画の策定による発災時の障がい者の安否確認の適切な実施。

○　避難所における電源・医薬品等の確保の推進。

○　障がい者が参加する地域の避難訓練等の実施。

○　障がい福祉サービス事業所等における防災対策の充実。

○　「大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく感染拡大防止策の周知啓発や感染症発生時に備えた事前準備。

○　新興感染症発生時及びまん延時における自宅療養者等への医療提供体制の整備。

○　障がい福祉サービスを提供する施設・事業所における感染予防対策の徹底や研修の実施や啓発動画等の研修材料の提供。

○　新型コロナウイルス感染症等のクラスターが発生した場合、衛生資材の調達、応援職員の派遣やゾーニング等の技術指導などの感染予防・拡大防止・早期収束に向けた支援。

○　「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用した感染症予防・発生時の適切な対応に向けた指導、感染症発生時のサービス継続のための備えの定期的確認や施設・事業所職員に対する感染症に関する研修の充実。

○　地域の防犯力の向上や犯罪発生情報のわかりやすい情報の提供や障がい特性に応じた110番通報手段の広報。

（４）十分な情報・コミュニケーションを確保する

○　府立福祉情報コミュニケーションセンターを中核とした盲ろう者・視覚障がい者・聴覚障がい者・失語症者などへの意思疎通支援、災害発生時における障がい者への正確でわかりやすい情報発信など障がい者への情報保障の確保や府内の公立図書館等と連携した読書バリアフリー法への対応。

〇　先進技術の活用による障がい者の意思疎通支援や情報保障などの充実。

〇　意思疎通が困難な障がい者に対するIT支援機器を用いた意思疎通や社会参加への支援やIT講習会の開催支援を通じた情報格差の解消。

**第４章　「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」**

**に基づく『大阪計画』**

＜めざすべき姿＞

**障がいのある人もない人も、ともにいのち輝ける共生社会の実現に**

**向け、文化芸術活動を推進する**

１． 計画の策定について

（１）はじめに

○　文化芸術を創造し、享受することは、人々の生まれながらの権利であり、障がいの有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすもの。

〇　障がいのある人の文化芸術活動の推進は、社会参加や自立を促進するだけでなく、共生社会の実現に向け、障がいのある人への理解を深めるためにも非常に重要。

〇　障がいのある人が、主体的に活動できる環境づくりを進めるため、本計画を策定。

（２）計画策定の背景

○　平成30年6月、国において、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（以下、本章において「法」という。）が施行。11項目の基本的施策が策定され、平成31年3月には「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）」が策定、令和５年3月には第2期基本計画が示された。

〇　令和4年には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が制定、令和3年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が改正し、令和6年4月から事業者に対する合理的配慮の提供が義務化。

* 大阪府では、これら法や国の基本計画等の趣旨を踏まえ、総合的、複合的に施策を推進。

（３）計画策定の趣旨・位置づけ・計画の性格

〇　法により、芸術文化活動を通じた障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に、国と地方公共団体が講ずるべき施策が策定され、地方公共団体において基本的施策11項目のうち10項目について実施すること、国が策定した基本計画を勘案し、障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する計画策定に努めることが示された。

* 大阪府においては、障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、障害者基本計画及び文化芸術基本計画における基本理念や方針を踏まえて作成し、第5次大阪府障がい者計画において、本計画を「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」として位置づけ。

（４）計画の期間・推進体制

* 社会状況の変化に柔軟な対応ができ、一定期間の取組みの成果が検証できる期間として、令和6年度から令和８年度までの3年間で策定。
* 第5次大阪府障がい者計画に編綴するとともに、府ホームページに掲載し、市町村をはじめとする関係者に周知。
* 毎年度、大阪府障がい者施策推進協議会文化芸術部会に報告し、点検、助言等を受けて本計画の推進を図る。

２． 大阪府における障がい者文化芸術活動について

○　平成13年度から国の障がい者文化芸術史拠点であるビッグ・アイ等との連携のもと、文化芸術分野における障がいのある人の活動支援に取り組み、支援に関する幅広いネットワークの構築やノウハウを蓄積。

○　ビッグ・アイとの連携では、ノウハウを活用しながら有機的なネットワークを構築し、事業を推進。

○　2025年大阪・関西万博では、障がいのある人自らが様々な立ち位置で、障がいのない人と共に参画することを通じて、文化芸術分野において共にいのち輝けることを世界に向け発信できるよう、共生社会の実現を図る。

３． 計画の基本方針

（１）すそのをひろげる（場・機会等の創出）

○　「文化芸術」へ誰もが参画可能となるよう場・機会等の創出を推進。

（２）たかみをめざす（市場への挑戦）

○　アーティスト・パフォーマー及びその作品・パフォーマンスの芸術的・市場的な評価が適正に行われる環境づくりの推進。

（３）他分野他機関連携、中間支援充実

○　より多くの人がより多くの主体（文化芸術団体や文化施設、福祉団体や福祉施設、教育機関、企業等の民間事業者、非営利団体、行政等）による取組みに参画できるよう、ネットワーク化を図り、中間支援を展開。

（４）人材育成

○　「文化芸術」分野において障がいのある人が主体的に活動できる環境づくりを担う人材の育成を推進。

４．個別の施策の推進方向

（１）文化芸術の鑑賞・創造・作品等の発表の場の機会の拡大

○　「文化芸術」に、誰もが参画可能な場・機会等の創出をさらに進め、障がいのある人が望む場合には芸術的・市場的な評価が適正に行われる環境づくりを推進。

○　誰もがストレスなく快適に施設を利用したり、製品を使用したり、安全かつ自由に移動し、求める情報にアクセスできる環境の整備。

○　誰にでもわかりやすい設備や表示のユニバーサルデザインの促進、障がいのある人が利用しやすい設備の確保や情報提供。

○　「府立福祉情報コミュニケーションセンター」における意思疎通支援や情報保障の充実。

○　各地域の美術館、博物館、劇場、音楽堂等の文化施設や公民館等の社会教育施設について、障がいのある人が創作活動を行う際に、円滑に利用しやすい運営を促進。

（２）作品における芸術的・市場的に適正な評価、販売に係る支援等

○　適正な芸術的・市場的評価等により、就労だけでない障がいのある人の活躍の場の創出を支援し、文化芸術作品の販売等に関する相談支援・人材育成・ネットワーク化を図る。

○　障がいのある人の作品の収集、保存や、デジタルアーカイブ化等を情報保障等に配慮して促進することを検討。

（３）権利保護の推進

○　作者の権利行使や権利保護に関する知識及び関連する制度や手続き等の普及と意識の向上。

（４）文化芸術活動を通じた交流の促進

○　障がいのある人による文化芸術活動を通じた交流や教育及び研究等を促進。

○　支援学校等における文化芸術の鑑賞、体験、交流等の機会を充実させることによる障がいのある人の文化芸術の鑑賞、創造、作品の発表の機会等、参画機会の拡大

○　スポーツ・文化芸術関連施設や社会教育施設等を活用し、生涯の各ライフステージにおける文化芸術活動を含む様々な学びの場について、障がいのある人の家族も一緒に参加できる機会を充実。

（５）相談体制の整備、人材育成、関係者の連携協力

○　大阪府とビッグ・アイが培ってきたノウハウを活用しながら有機的なネットワークを構築し、人材を育成。

○　障がいのあるアーティスト・パフォーマーだけでなく、障がいのある人による文化芸術活動を理解し、様々な場面で適切に支援ができる人材や、地域におけるコーディネーター、教育や研究の充実を促進する専門的人材など、多様な人材を育成。

○　施策の円滑かつ効果的な推進のため、国や地方公共団体の関係機関、社会福祉法人その他の団体や教育機関、事業者、企業を含めた各関係機関と連携。

○　より多くの人がより多くの主体による取組みに参画し続けられるよう中間支援を展開し、大阪府の取組みと民間事業者等の取組みとが「仕組み」として連携できるような環境づくりを推進。

○　文化芸術活動を支える関係機関などで構成される意見交換の場を設置し、障がいのある人の文化芸術を取り巻く状況や文化芸術振興に向けた課題を共有。

（６）まとめ

○　取組みを多角的に推進し、本来、「障がい」のない世界である「文化芸術」に、誰もが参画可能な鑑賞・創造・作品の発表等を創出し、「文化芸術」を通じて障がいのある人が主体的に活動できる環境づくり・社会づくりを推進。

**第５章　第７期大阪府障がい福祉計画及び第３期大阪府障がい児福祉計画の数値目標及び見込量について**

１．成果目標等

＜第７期大阪府障がい福祉計画＞

（１）施設入所者の地域生活への移行

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 数値目標（令和８年度末） |
| 地域生活移行者数 | ２９７人（令和４年度末時点の施設入所者数の６．４％） |
| 施設入所者削減数 | １４８人（令和４年度末時点の施設入所者数の３．２％） |

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

①精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 数値目標（令和５年度末） |
| 精神障がい者の精神病床から退院後  1年以内の地域における平均生活日数 | ３２５．３日 |

②精神病床における1年以上長期入院患者数

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 数値目標（令和８年６月末） |
| 令和８年６月末の長期入院患者数 | ８，１９３人（令和３年６月末から８８２人減） |

③精神病床における早期退院率

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 数値目標（令和８年度） |
| 入院後３ヶ月時点の退院率 | ６８．９％ |
| 入院後６ヶ月時点の退院率 | ８４．５％ |
| 入院後１年時点の退院率 | ９１．０％ |

（３）地域生活支援の充実

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 目標（令和８年度末） |
| 地域生活支援拠点等の機能の充実 | 各市町村において効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築、年１回以上運用状況を検証・検討 |

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 目標（令和８年度末） |
| 強度行動障がいを有する障がい者の支援体制の充実 | 各市町村又は圏域において、強度行動障がい者の実情や求める支援サービス等に関する調査の実施、各圏域において、大阪府強度行動障がい地域連携モデルを参考とした取組を実施 |

（４）福祉施設から一般就労への移行等

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 数値目標（令和８年度） |
| 就労移行支援等を通じた一般就労移行者数 | ３，１４２人 |
| 就労移行支援を通じた一般就労移行者数 | ２，２０４人 |
| 就労継続支援A型を通じた一般就労移行者数 | ５６８人 |
| 就労継続支援B型を通じた一般就労移行者数 | ３４７人 |
| 就労定着支援利用者数 | １，７８１人 |
| 就労定着支援の就労定着率 | 就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所が２割５分以上 |
| 就労継続支援（Ｂ型）事業所における  工賃の平均額 | １６，５００円 |

（５）相談支援体制の充実・機能強化等

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 目標（令和８年度末） |
| 基幹相談支援センターの設置 | 全市町村で設置するとともに、基幹相談支援センターが関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の充実・強化を図る体制を確保する |
| 個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制の確保 | 全ての市町村の協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組がなされ、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する |

（６）障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組みに係る体制の構築

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 目標（令和８年度末） |
| 障がい福祉サービス等の質の向上 | 集団指導の場で注意喚起  市町村との連携体制の構築  協議の場の設置 |

＜第３期大阪府障がい児福祉計画＞

（１）重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | 数値目標（令和８年度末） | （参考）整備予定箇所数 |
| 児童発達支援センターの設置 | ４３（市町村等数） | ６４ |
| 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築 | ４３（市町村等数） | - |

（２）難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

|  |
| --- |
| 項　　目 |
| 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保や新生児聴覚検査から療養につなげる連携体制の構築の推進 |

（３）主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | 数値目標（令和８年度末） | （参考）整備予定箇所数 |
| 主に重症心身障がい児を支援する  児童発達支援事業所の確保 | ４３（市町村等数） | １５７ |
| 主に重症心身障がい児を支援する  放課後等デイサービス事業所の確保 | ４３（市町村等数） | １８４ |

（４）医療的ケア児支援センターの設置、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 数値目標（令和８年度末） |
| 都道府県ごとの医療的ケア児支援センター  の設置 | １ |
| 都道府県ごとの医療的ケア児等  コーディネーターの配置 | １ |
| 都道府県ごとの医療的ケアを要する重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場 | １ |
| 保健所圏域ごとの医療的ケアを要する重症心身  障がい児者等に関する関係機関の協議の場 | １８（保健所圏域数） |
| 市町村ごとの医療的ケアを要する重症心身  障がい児者等に関する関係機関の協議の場 | ４３（市町村数） |
| 医療的ケア児等コーディネーターの配置  （市町村） | 福祉関係1名  医療関係１名 |

（５）障がい児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置

|  |
| --- |
| 項　　目 |
| 障がい児入所施設に入所している児童が１８歳以降、大人へふさわしい環境へ円滑に移行できるように、移行調整に係る協議の場を設置する |

２．区域設定

|  |  |
| --- | --- |
| サービス種別 | 区　　域 |
| 療養介護  施設入所支援  障がい児入所支援 | 大阪府域（１） |
| 日中活動系サービス（療養介護、短期入所を除く）  障がい児通所支援  障がい児相談支援 | 障がい保健福祉圏域（１８） |
| 訪問系サービス  短期入所  自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）  計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援 | 市町村域（４３） |

３．障がい福祉サービス等の見込量（活動指標：大阪府域）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 障がい福祉サービス | | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 訪問系  サービス | 居宅介護 | 734,113人時間／月 36,646人／月 | 759,935人時間／月 38,726人／月 | 786,957人時間／月  40,933人／月 |
| 重度訪問介護 | 472,872人時間／月 2,841人／月 | 487,830人時間／月 2,871人／月 | 503,095人時間／月 2,899人／月 |
| 同行援護 | 90,348人時間／月 3,587人／月 | 93,075人時間／月 3,673人／月 | 95,844人時間／月 3,757人／月 |
| 行動援護 | 45,190人時間／月 1,771人／月 | 50,584人時間／月 1,986人／月 | 56,438人時間／月 2,224人／月 |
| 重度障がい者等包括支援 | 2,708人時間／月 12人／月 | 2,768人時間／月 12人／月 | 2,828人時間／月 12人／月 |
| 合計 | 1,345,231人時間／月 44,857人／月 | 1,394,192人時間／月 47,268人／月 | 1,445,162人時間／月 49,825人／月 |
| 日中活動系サービス | 短期入所 | 41,122人日／月 6,605人／月 | 43,282人日／月 6,970人／月 | 45,539人日／月 7,354人／月 |
| 生活介護 | 449,622人日／月 24,351人／月 | 460,212人日／月 24,964人／月 | 471,330人日／月 25,612人／月 |
| 自立訓練（機能訓練） | 4,646人日／月 465人／月 | 5,292人日／月 518人／月 | 6,020人日／月 581人／月 |
| 自立訓練（生活訓練） | 23,244人日／月 1,665人／月 | 24,898人日／月 1,777人／月 | 26,741人日／月 1,902人／月 |
| 就労選択支援 | －　人／月 | 1,048人／月 | 1,502人／月 |
| 就労移行支援 | 72,904人日／月 5,018人／月 | 76,750人日／月 5,273人／月 | 80,854人日／月 5,552人／月 |
| 就労継続支援（Ａ型） | 171,055人日／月 9,651人／月 | 184,694人日／月 10,413人／月 | 199,927人日／月  11,255人／月 |
| 就労継続支援（Ｂ型） | 540,111人日／月 32,596人／月 | 608,753人日／月 36,724人／月 | 687,217人日／月 41,434人／月 |
| 就労定着支援 | 1,942人／月 | 2,188人／月 | 2,463人／月 |
| 療養介護 | 1,060人／月 | 1,076人／月 | 1,088人／月 |
| 居住系  サービス | 自立生活援助 | 101人／月 | 111人／月 | 121人／月 |
| 共同生活援助  （グループホーム） | 15,128人／月 | 16,475人／月 | 17,912人／月 |
| 施設入所支援 | 4,604人／月 | 4,570人／月 | 4,517人／月 |
| 相談支援 | 計画相談支援 | 30,669人／月 | 32,944人／月 | 35,300人／月 |
| 地域移行支援 | 121人／月 | 132人／月 | 147人／月 |
| 地域定着支援 | 1,159人／月 | 1,215人／月 | 1,276人／月 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 障がい児支援 | | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 障がい児  通所支援 | 児童発達支援 | 160,185人日／月  16,570人／月 | 182,073人日／月  18,484人／月 | 207,588人日／月  20,585人／月 |
| 放課後等デイサービス | 399,405人日／月  36,628人／月 | 442,587人日／月  40,408人／月 | 490,173人日／月  44,573人／月 |
| 保育所等訪問支援 | 4,168回／月  2,826人／月 | 5,310回／月  3,576人／月 | 6,798回／月  4,539人／月 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 141回／月  38人／月 | 158回／月  43人／月 | 171回／月  49人／月 |
| 障がい児  相談支援 | 障がい児相談支援 | 10,402人／月 | 11,881人／月 | 13,596人／月 |
| 障がい児  入所支援 | 福祉型障がい児入所支援 | 517人／月 | 517人／月 | 517人／月 |
| 医療型障がい児入所支援 | 215人／月 | 215人／月 | 215人／月 |

|  |  |
| --- | --- |
| 福祉施設から一般就労への移行等 | 令和８年度 |
| 障がい者に対する職業訓練の受講者数 | 496人 |
| 福祉施設から公共職業安定所への誘導者数 | 3,927人 |
| 福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数 | 306人 |
| 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受け就職する者の数 | 3,142人 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 障がい児通所支援、障がい児入所支援、障がい児相談支援等 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 大阪府医療的ケア児支援センターにおける医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 | 2人 | 2人 | 2人 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 発達障がい者等に対する支援 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 発達障がい者支援地域協議会の開催回数 | 7回 | 7回 | 7回 |
| 発達障がい者支援センターによる相談支援件数 | 8,000件 | 8,000件 | 8,000件 |
| 発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数 | 1,035件 | 1,035件 | 1,035件 |
| 発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数 | 301件 | 301件 | 301件 |
| ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者） | 1,708人 | 1,737人 | 1,756人 |
| ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（支援者） | 157件 | 165件 | 177件 |
| ペアレントメンターの人数 | 85人 | 98人 | 103人 |
| ピアサポート活動への参加人数 | 199人 | 204人 | 205人 |

＊指定都市を含む

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 精神病床における退院患者の退院後の行き先  ※１年以上入院患者の退院先について、R3年6月のデータから推計 | 在宅　　　　　242人 | 在宅　　　　　247人 | 在宅　　　　　252人 |
| 障がい者施設　204人 | 障がい者施設　208人 | 障がい者施設　212人 |
| 介護施設　　　382人 | 介護施設　　　390人 | 介護施設　　　397人 |
| その他（救護施設等）　　　　13人 | その他（救護施設等）　　　　13人 | その他（救護施設等）　　　　13人 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 相談支援専門員研修（初任者）の修了者数 | 500人 | 650人 | 650人 |
| 相談支援専門員研修（現任）の修了者数 | 450人 | 450人 | 450人 |
| 相談支援専門員研修（主任）の修了者数 | 50人 | 50人 | 50人 |
| サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修（基礎）の修了者数 | 2,600人 | 3,000人 | 3,000人 |
| サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修（実践）の修了者数 | 1,200人 | 2,000人 | 2,000人 |
| サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修（更新）の修了者数 | 1,000人 | 1,500人 | 1,500人 |
| 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数 | 11回  5,750人 | 11回  7,600人 | 11回  7,600人 |
| 指導監査結果を関係市町村と共有する体制の有無及び共有回数 | 体制　　　有  2回 | 体制　　　有  2回 | 体制　　　有  2回 |

４．各年度の指定障がい者支援施設及び指定障がい児入所施設等の入所定員総数

＜第７期障がい福祉計画＞

|  |  |
| --- | --- |
|  | 指定障がい者支援施設の必要入所定員総数 |
| 令和６年度 | ４，６００　人 |
| 令和７年度 | ４，６００　人 |
| 令和８年度 | ４，６００　人 |

＊必要入所定員総数については、いわゆる整備法（平成22年法律第71号）による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障がい児施設等に入所していた者（18歳以上の者に限る。）であって、整備法による改正後の障害者総合支援法に基づく指定障がい者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所している者の数を除きます。

＜第３期障がい児福祉計画＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 指定障がい児入所施設等の必要入所定員総数 | |
| 福祉型 | 医療型 |
| 令和６年度 | ５９０人 | ２３０人 |
| 令和７年度 | ５９０人 | ２３０人 |
| 令和８年度 | ５９０人 | ２３０人 |

＊旧重症心身障がい児施設については、医療型障がい児入所施設と療養介護の定員を区別することなく指定を受けている現状から、医療型障がい児入所施設の必要入所定員総数については、計画期間中に想定される入所児童数の最大値をもって児童福祉法第33条の22第2項第3号に掲げる必要入所定員総数とした。このため、同法第24条の9第2項において引用される第33条の22第1項の規定により定める必要入所定員総数とは性質を異にすることに留意のこと。

５．地域生活支援事業の実施に関する事項

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 発達障がい者支援センター運営事業  ※指定都市を除く | 箇 所 数 | 1ヶ所 | 1ヶ所 | 1ヶ所 |
| 実利用者数 | 1,050人 | 1,050人 | 1,050人 |
| 高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業 | 箇 所 数 | 1ヶ所 | 1ヶ所 | 1ヶ所 |
| 実利用者数 | 1,000人 | 1,000人 | 1,000人 |
| 障がい児等療育支援事業  ※指定都市・中核市を除く | 箇 所 数 | 7ヶ所 | 7ヶ所 | 7ヶ所 |
| 障害者就業・生活支援センター事業 | 箇 所 数 | 18ヶ所 | 18ヶ所 | 18ヶ所 |
| 実利用者数 | 8,928人 | 8,955人 | 8,982人 |
| 手話通訳者養成研修事業  　※堺市を除く  （大阪市・中核市は共同実施） | 登録試験合格者数 | 20人 | 20人 | 20人 |
| 実養成講習修了  見込者数 | 40人 | 40人 | 40人 |
| 要約筆記者養成研修事業  　※指定都市を除く  （中核市は共同実施） | 登録試験合格者数 | 10人 | 10人 | 10人 |
| 実養成講習修了  見込者数 | 20人 | 20人 | 20人 |
| 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 | 登録者数・実養成講習修了見込者数 | 30人 | 30人 | 30人 |
| 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業 | 登録者数・実養成講習修了見込者数 | 5人 | 5人 | 5人 |
| 手話通訳者派遣事業  　※指定都市・中核市を除く | 実利用見込件数 | 105件 | 105件 | 105件 |
| 要約筆記者派遣事業  　※指定都市・中核市を除く | 実利用見込件数 | 55件 | 55件 | 55件 |
| 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 | 実利用見込件数 | 10,825件 | 10,825件 | 10,825件 |
| 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業 | 実利用見込件数 | 2件 | 2件 | 2件 |
| 意思疎通支援を行う者の派遣に係る  市町村相互間の連絡調整事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 |
| 都道府県相談支援体制整備事業 | 相談支援アドバイザー見込者数 | 9人 | 9人 | 9人 |
| 地域生活支援広域調整会議等事業 | 協議会開催見込数 | 大阪府において保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置 | | |
| 地域移行・地域生活支援事業 | アウトリーチチーム設置見込数 | 府単独事業を実施 | | |
| ピアサポート従事者見込者数 | 30人 | 30人 | 30人 |
| 発達障がい者支援地域協議会による  体制整備事業 | 協議会開催見込数 | 4回 | 4回 | 4回 |